

# 助成金 募集

# その活動、応援します！

## 令和8年度 文化芸術振興活動費助成金

文化芸術の創造的な活動を支援し、それらの活動を支える人材の育成を図るため、文化芸術振興活動費の助成を行います。

### I 助成対象活動・助成額

	助成対象活動	助成額
文化芸術 アクティビティ	<かがわ文化芸術祭連携枠> 令和8年10月1日から12月31日までの期間内に県内で実施され、かがわ文化芸術祭に参加する意思のある団体・個人による文化芸術活動で、市町の区域を越えて広域から参加し、地域のにぎわいや活性化に資する文化芸術活動	助成対象経費の1/2以内 5万円以上 100万円以下
	<一般枠> 上記以外の期間(令和8年4月1日～9月30日及び令和9年1月1日～3月31日)に実施される文化芸術活動で、市町の区域を越えて広域から参加し、地域のにぎわいや活性化に資する文化芸術活動	助成対象経費の1/3以内 5万円以上 50万円以下
	<讃岐の伝統文化保存振興枠> <b>拡充!</b> 県内各地域固有の伝統文化や暮らしの文化(以下「讃岐の伝統文化」という。)を次世代に継承できるよう、その保存や普及啓発、情報発信などに取り組む団体等による文化芸術活動	助成対象経費の2/3以内 5万円以上 100万円以下
文化芸術 チャレンジ	<スタート枠> これから活動を始めようとする個人又は団体、または活動開始(結成後)5年以下の個人又は団体が行う文化芸術活動	会場使用料の10/10以内 上限10万円
	<ステップアップ枠> デジタル技術等の活用や、文化芸術分野またはそれ以外の分野の団体等とのコラボレーションによる、文化芸術活動に新たに取り組むもので、市町の区域を越えて広域から参加し、地域のにぎわいや活性化に資する文化芸術活動	助成対象経費の1/2以内 5万円以上 50万円以下

※讃岐の伝統文化保存振興枠の対象事業のうち讃岐の伝統文化の保存事業を主たる取組とする事業については、10万円を上限とし、助成対象経費の10/10以内で補助することができる。

### II 募集期間

—(第一次)令和8年2月12日(木)～3月2日(月) 17:00必着 (終了)  
(第二次) 令和8年5月 8日(金)～7月3日(金) 17:00必着

### III 審査及び交付決定(予定)

#### < 審査 >

~~【第一次分】令和8年3月29日(日)~~  
【第二次分】令和8年7月26日(日)

- 外部有識者を含めた助成金審査委員会委員による審査を経て採択事業を決定します。
- なお、審査に際して原則ヒアリングを行います。

#### < 交付決定 >

【第一次分】令和8年4月1日(水)  
【第二次分】令和8年8月1日(土)

## IV 助成対象について

### ○団体・個人の要件

- 次に掲げる要件を満たすこと。
  - 香川県内に住所又は活動の本拠を有すること。
  - 団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
  - 明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること。
  - 活動が完遂できると認められること。
- 次の団体又は個人に助成金を交付しない。
  - 国又は地方公共団体が1/2以上の出資等を行っている団体又は個人
  - 政治、宗教、営利を目的とする団体又は個人並びに活動目的が当助成金を交付することが適当でないと代表理事が判断した団体又は個人
  - 前年度(文化芸術チャレンジスタート枠に係る助成金にあつては、前年度まで)に助成金を交付決定した団体又は個人
  - 構成員、活動趣旨・内容等を総合的に勘案した場合に、前号と同一と代表理事が判断した団体

### ○助成対象外となる活動

- 政治、宗教、営利を目的とする活動及び活動目的が当助成金を交付することが適当でないと代表理事が判断した活動
- 活動の実施に必要な経費のうち財団の助成金を除く額を調達できる見込みがない活動
- 前年度に助成金を交付した活動
- 県の助成金等の交付を受けて実施する活動
- 国又は市町から1/2以上の助成を受けて実施する活動
- 県外で実施される活動

## V 助成対象経費

区分	主な内容
賃 金	会場整理、警備、もぎり等の活動の実施に必要な人件費
報償費	講師、出演者等の活動の実施に必要な謝金、謝礼
旅 費	講師、出演者等の移動に要する運賃等の旅費
需用費	ワークショップ等の材料、事務用品等の消耗品、プログラム、ポスター等の印刷製本費等の活動の実施に必要なもので、比較的短期間でその効力を消費するもの
役員費	郵便代等の活動の実施に必要な通信運搬経費等、各種手数料
委託料	舞台装置委託料、会場設営委託料等の活動の実施に必要な委託料
使用料	公演活動等実施当日及び前日のリハーサルや準備に係る会場使用料、マイク等の付帯設備使用料【文化芸術チャレンジスタート枠については、付帯設備使用料は対象とならず、会場使用料のみが対象】
その他	上記に掲げるもののほか、代表理事が必要と認めるもの

会場使用料や広報に係る経費を除き、交付決定日以降の経費が対象です。  
詳細については、「文化芸術振興活動費助成金要領」をご確認ください。

## VI 申請書類提出先、お問い合わせ先

公益財団法人 置県百年記念香川県文化芸術振興財団（香川県文化振興課内）

TEL: 087-832-3782 FAX: 087-806-0238

E-mail: [chiken@kagawa-arts.or.jp](mailto:chiken@kagawa-arts.or.jp) ホームページ: <https://kagawa-arts.or.jp/>

※申請についての詳細条件や必要書類は「文化芸術振興活動費助成金要領」をご確認ください。

要領や交付申請書様式等の関係書類は、上記ホームページ からダウンロードできます。

文化芸術振興活動費助成金Q&Aもホームページにてご確認ください。

※提出方法は、郵便又は持参にて行ってください。

